

# 令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

（令和 8 年 6 月 8 日 午後 1 時 00 分）

●議長（酒井 聡） 休憩前に続き、会議を開きます。

通告の 8 永原和男議員

- 1 介護報酬の 1 年前倒改定について
- 2 生活道路の時速 30 キロ対応について
- 3 これからの稲作農業について。

議席番号 8 番、永原和男議員。

◆8 番（永原和男） 議席番号 8 番、永原和男でございます。本日は介護報酬の 1 年前倒改定について、それから生活道路の時速 30 キロへの対応について、それから 3 番目に稲作農業について、3 点伺ってまいりたいというふうに考えております。

まず、介護報酬の 1 年前倒しについて伺います。政府は昨年 12 月 24 日に介護報酬を 2.03 パーセント増額をし、今年の 6 月から増額給付することを決定をしました。介護報酬の臨時改定で前倒改定とも呼ばれているものでもあります。昨年 12 月議会に介護報酬の改定を、1 年前倒しを求める陳情書が議会に提出されました。議会はこの陳情を採択し、介護報酬改定を 1 年前倒しするよう国に意見書を提出しました。政府が異例の臨時改定をした背景には、こうした世論の力があつたというふうに思っています。私は本年の 3 月議会で、この臨時改定にどのように対応するのか、質問をしました。臨時改定で 6 月から増額給付となります。改めて介護報酬の 1 年前倒改定について質問をしてまいりたいと思います。

最初に町長に伺います。町長、この介護報酬の 1 年前倒し臨時改定に、保険者としてどのような姿勢で臨まれる方針でしょうか。伺います。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） ただいまいただきました、永原和男議員からの質問にお答えいたします。令和 8 年 6 月 1 日から施行されております。介護報酬の改定につきましては、他産業との賃金格差の是正を目指し、従来の介護職員に加え、看護職、リハビリ職、ケアマネージャーなど介護従事者全体の処遇改善に関するものとなります。介護報酬の引上げによりまして、サービス利用者の自己負担は若干増えることとなりますが、介護人材不足は全国的に深刻な問題となっておりますので、今回の臨時改定は介護人材の確保・定着につながる重要な施策であるというふうに、認識しているところでございます。

●議長（酒井 聡） 永原和男議員。

## 令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

◆8 番（永原和男） この臨時改定に伴う政治的な認識については、町長の認識と私の認識ほぼ一致はしております。そのとおりだろうという部分が多くあります。それで、担当課長に伺いたいと思うんですが、この臨時改定に伴う給付について伺います。この処遇改善の 6 月給付の総額と給付事業者の数を示してください。

●議長（酒井 聡） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村勝博） ご質問の 6 月給付の実績ということでございますけれども、令和 8 年 4 月審査分という理解で給付金の総額を申し上げますと、8,493 万 2,000 円となっており、事業所の件数は 135 事業所でございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 臨時改定に伴う給付金額が約 8,500 万円ですか、それから事業者数は 135 事業者だという、今答弁をいただきました。これ正直言って、私が思っていたよりかなり大きなものですね。2.03 パーセントではありますが、大きな金額になるものだなというふうに今考えました。それで、重ねて担当課長に伺いますが、この臨時改定に伴う給付は、臨時改定分だけの給付ですよ。これは何月まで続きますか。

●議長（酒井 聡） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村勝博） 令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定をされました、強い経済を実現する総合経済対策において、介護分野の職員の処遇改善につきましては、先ほど町長から申し上げましたとおり、多職種との遜色のない処遇改善に向けて必要な対応を行うとされております。令和 8 年 6 月 1 日より施行されておりますけれども、明確な期限等は定められておりません。私どもとすれば一時的な特例ではなく、他産業との賃金格差の是正をするための措置と位置づけておりますので、当面の間は継続するものと考えております。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） これは私の認識では、第 10 期の介護保険事業計画の策定、今事務局では、その事務を進めているところだというふうに思うんですね。それで今回の臨時改定は第 9 期中に政府が判断をしてつけたものですから、私はそういう点から言うと、来年の 3 月の分まで支給される、この対象として支給されるのかなというふうに思います。つまり、4 月の分が 6 月に支給されたというふうに考えると、12 月分が臨時改定により支給されるものかなというふうに思うんですね。そうすると 8,500 万とすると、かなりの金額になりますよね。1 億の上の支出になってくるというふうに思います。その点は私はそう考えておるんですが、担当課長はどうお考えになりますか。

すか。

●議長（酒井 聡） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村勝博） 今回の処遇改善の改定については、永原議員がおっしゃるとおり、6 月 1 日以降の分ということでございますので、令和 9 年 3 月までということとは間違いないと思います。先ほどおっしゃいましたとおり、今年度第 10 期の介護保険の事業計画を策定する。これから進めていくわけですが、それに合わせて国の方では、9 年度の介護報酬の改定に向けた検討も今進んでいるというふうに認識をしております。スケジュール的には、今は概要を議論しているところ、12 月頃にかけて具体的な方向性の議論をすると、今のスケジュールでは、1 月頃に令和 9 年度の介護報酬の改定案というものが示されるだろうというふうに理解をしております。今回の報酬の改定につきましては、そういう意味で言えば、永原議員のおっしゃるとおり、令和 9 年の 3 月までということでございますし、物価高は今も続いておりますので、いろいろなものを見ますと、来年も介護報酬の改定において、処遇改善ということになるかどうかは分かりませんが、報酬の引上げということを、国としては検討していると、そのように認識をしております。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） これ私ね、来年 4 月から第 10 期の介護報酬の改定があるんですが、今そのことをお伺いしてるんじゃないんです。臨時改定のことをお伺いしています。それで町長に質問いたしますが、おおよそ 1 億円を超える給付費が出ていくもんだというふうに私も思います。そこで予算措置について、どのようにお考えでしょうか。この臨時改定に伴う補正予算を考えていくのかいかないのか、その点について答弁を求めます

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 今回の処遇改善にかかります予算措置について、ということかと思いますが。先ほども答弁させていただきました 4 月分の審査分をベースとして試算をいたしますと、サービスの利用者数、あるいは加算の種類、サービスの種類などによって異なるため、一概には申し上げられませんが、今回の見直しによりまして、ひと月あたり最大で 160 万円ほど、給付が増えるのではないかとというふうに想定しております。したがって、今後の給付実績等を確認した上で、予算が不足するようなことが想定される場合には、補正予算または基金の取崩しで、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

## 令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

◆8 番（永原和男） 私、先ほど 1 億 200 万ほどと言いましたが、これ考えてみれば 10 億 200 万ですね。8,500 万で 3 月まで推移していくとすれば、今、町長からいただいた答弁では、今後の支出の動向を見ながら必要とあらば、予算を組んでいきたいということであります。まあそれはそうだろうと思いますね。そこで町長、その伺いたいんですが、これが 9 月になり、12 月になってずっと先へ行ってくると、今度保険料のことを、町民の皆さん、40 歳以上の皆さんが負担する保険料のことにも影響をしてくるわけですが、町長は、臨時改定に伴う保険料の引き上げはする、しないと、そういうお考えでしょうか。この際これはつきり答弁をお願いします。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 保険料を見直すかどうかにつきましては、先ほども申し上げました、その増額になる影響の範囲、これを勘案しなければならないと思います。それから、永原議員のご発言にもありましたとおり、来年から第 10 期の計画がスタートするわけありますので、それへの円滑な引き継ぎができるような、その料金体系といいますか、保険体系というものを考えていかなきゃいけないと思いますので、ちょっと一概に具体的にどういうふうに対応するのかは、ちょっと申し上げにくいんですが、今申し上げたような観点を十分に考慮しながら、判断させていただきたいなというふうに、思ったところです。

◆8 番（永原和男） 私、町長のおっしゃるのもわかるんです。今、マスコミ等でもこの問題は大きく取り上げられていません。1 年前倒しに伴った料金の臨時改定をしていくという自治体があるというような報道もされておられません。これは私の考えたことですが、多分第 10 期に向けて、それらのものを何て言いますか、10 期の中にオーバーした部分を積み上げていって、10 期の保険料を算定するんじゃないかなと思うんですよ。その点、事務担当者として、担当課長どうです。今回の臨時改定に伴う利用料の引き上げはしないで、その分は第 10 期の段階で計算していく予定なんだと、そんな予定あるんでしょうか。

●議長（酒井 聡） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村勝博） 今程の町長が申し上げたとおり、今の段階で何か決まっているということはありません。ただ先ほども私が申し上げたとおり、永原議員もおっしゃったとおり、来年 10 期の計画ということで、これから策定の方を進めていくという中で、国も来年度また報酬改定等を行う動きがございますので、それを見ながらですね、今回のその改定の部分も見ながら、10 期の保険料というのは算定していくことになるであろうというふうに考えております。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

## 令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

◆8 番（永原和男） これは多分そうなるんでしょうね。ですから私は、町長が保険者として 1 年前倒し分に伴う保険料は、第 9 期の中では引上げませんと、そういうふうに明言されるってことが私、政治的にもとても大事なことだと思うんですよ。ところが町長は慎重に考えていらっしゃるから、今、お顔を拝見していると、永原の言っていることをなから考えていると、しかし、明言ができないんだというような表情だというふうに、私、察するわけですね。それじゃあ今度一方ですね。国や県の方から来る負担金、これは担当課長どうなりますか。国や県から来る負担金も、これもみんなまけちゃうと、これはそんなふうにしませんよね。もう担当課長を前にして、しつこいようですが、必要な財源は保険料で半分、残りの 25 パーセントが国、残りの 12.5 パーセントが県と町ですよ。県は、町は町のことですから、こっちへちょっと置いておいても、県と国の分 37.5 パーセントですか。これはきっちり請求していくという姿勢でよろしいですよ。

●議長（酒井 聡） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村勝博） はい。制度にのっとり請求していくということになるのかと思います。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） この問題、先の 3 月議会の中でも質問をさせていただきましたが、普段ないことなんです、この臨時改定っていうのも。これ私もこういう改定は、初めての経験です。ですから、利用料や国県、町の負担金はどうなるのかなということを質問をさせていただきました。本当はこの場で町長からですね、信濃町の介護保険の保険者として、国・県の負担金はきっちり請求して精算すると、町民の皆さん、40 歳以上の町民の皆さんから求める保険料は、1 年前倒しに伴う保険料はいただきませんとこう明言してもらえばいいんですが、なかなかそれは明言しづらい部分があるだろうと思います。大筋の方向は、そういう方向で行くということは、分かりますものですから、2 番目の質問に移ります。

生活道路が今年の 9 月から時速 30 キロに制限をされます。この件につきましては、昨年の 12 月の議会の一般質問の際にも、取り上げさせていただきました。その際に、いくつか検討するという答弁がありました。そして、その答弁がどのような具体的な結論が出たのか、もう 9 月 1 日実施なものですから、質問をしてまいりたいと思います。一つ、これは簡潔な答弁を期待をします。まず町長に伺います。町長時速 30 キロ制限にどのように対応しますか、政治的な基本姿勢をお示しをいただきたい。そう思います。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。



■町長（鈴木文雄） 生活道路の走行速度について、30 キロ規制になるということについての対応でございますけれども、基本的には道路交通法に従って対応するというところでありますが、町民生活に支障がある、あるいは悪影響が懸念される、あるいは交通安全上速度を落として通行していただくことが必要であるというふうに判断されるような場合にあっては、所管である長野中央警察署に要望書を提出するなどの対応を取ってまいりたいかと思います。それを要望いたしましたとしてもですね、その結果どのような取扱いになるのかに関しましては、警察の判断となりますので、私どもの方で一方的な方向性、あるいは結論を申し上げることはかないませんが、私ども常日頃行っております。町政懇談会や総代会などの席で要望をいただいている箇所につきましては、速度制限あるいは信号機の設置、規制標識の設置などについて、区長さんあるいは総代さんとの連名によりまして、それぞれ対応してきたところでございますので、これからも同じように対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） これ 12 月の議会で検討するとお約束をいただいたことを、この場で質問をさせてもらっています。ですから検討した結果、こうなったという答弁をいただきたいわけでありまして。じゃあ、具体的に 12 月の議会でも具体的にお示ししましたが、具体的に伺います。小中学校の南側の、町道古間原線の荒井理美容院さんから十一屋さんまでの間、あそこ今 40 キロ制限になっています。12 月の議会でも、あそこは生活道路になりますかと言ったら生活道路になるとすると、あそこは 9 月の 1 日から 30 キロ制限になるわけですね。30 キロ制限。あの 40 キロの看板、ちょっと言い方が問題あるかもしれませんが、10 キロ余計出してもいいんだよという看板に見られかねませんよね。具体的にそれについて検討してもらおうということになっていましたが、検討の結果どうになりましたか、伺います。

●議長（酒井 聡） 柄澤総務課長。

■総務課長（柄澤 豊） それでは私の方からお答えをさせていただきます。今ほど永原議員が 12 月会議でご質問のあった、町道の古間町中村線の一部、法定速度の引下げにつきましては、生活道路がちょっと今、永原議員 30 キロになるというふうに申されたんですが、もともとあそこは 40 キロ制限の標識がありますので、40 キロです。通常ですと。ただし学校のそばですし、今まで原までの間が、40 キロ制限のない標識のない場所が 60 キロだったんですけど、その部分は 30 キロになるわけでございます。永原議員からご質問もありまして、小中学校のそばですし、30 キロに制限していただいた方がいいだろうという判断の中で、私どもにつきましては、町長、教育長、小中学校長の連名で、8 年 2 月 20 日付で長野中央警察署に要望書を提出いたしました。ただその後、中央警察署の方の現地調査も参りまして、結論につきましては、法定速度

## 令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

の引下げは行わないという回答は、いただいたところでございます。以上でございます。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） ちょっと、私今答弁を聞いていて、頭がこんがらがったんですが、整理させていただきます。まず一般論から生活道路、道路の中央に白線の引いてない道路は、これは 30 キロが上限になるわけですね。30 キロが上限に。それで私が質問させていただきました、原から十一屋さんのほうに行く町道は、現在 40 キロになっておると、そうすると 30 キロの制限があるところが、あそこまで来ると 10 キロ余計スピードを出していいですよという標識になりやしないかなということを、私心配しておるんです。その点もう一度総務課長、答弁願います。

●議長（酒井 聡） 柄澤総務課長。

■総務課長（柄澤 豊） いわゆる警察の方で改定する内容というのは、今まで標識のなかった道路を 30 キロに、生活道路については 30 キロにしますよということであります。ですので、今ちょっとその場所の固有名詞出して申し訳ないですが、荒井理美容院のところから十一屋さんまでの間というのは、40 キロという制限速度が、いわゆる標識があるわけでございます。そこの部分については、法律上で今のところ 30 キロにするという制限ではないわけであります。よろしいでしょうか。ですから原から荒井理美容院までは、今まで 60 キロだったのが 30 キロに落ちるんです。それで荒井理美容院さんのところから十一屋さんまでは、40 キロという標識があるので、40 キロそのままなんです。ただ永原議員さんから 12 月会議でご質問もあって、そんな中でうちの方も対応しようということで、建設課にもちょっと協議をしていただいたりして、30 キロに落とそうということで要望書は出させていただきました。ただし、その 40 キロ制限かかっている部分については、公安委員会、警察の方では 30 キロには落とす予定はないよという回答でございます。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） これは町も努力したということですよ。原から荒井理美容院さんまでの間は、今度は 30 キロ制限になるんだと、荒井理美容院さんから十一屋さんまでの間は、今 40 キロが制限になるんだと。そうすると 30 キロで来て、40 キロだから、ここも 30 キロに下げてくださいよという努力はしてもらったということですね。努力はしたと。ところが警察というんですか、公安委員会というんですか、40 キロの制限のところは制限の現在のままだと、そういう事を示されていると、そういうふうには私も理解すればいいんでしょうか、もう一度お願いします。

## 令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

●議長（酒井 聡） 柄澤総務課長。

■総務課長（柄澤 豊） そのとおりでございます。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） おかしな話ですよ。子どもたちが例えば通学してくるところでも、前、町の功労者の表彰をいただいた外谷さんが、あそこのところに立って交通指導をいただいているところだけ 40 キロでいいんですよと、原の方からずっと来る途中は 30 キロにしてくださいよと。私、これもう一度考えてもらって、公安委員会の方へプッシュしてほしいなというふうに思います。今、町は 30 キロに下げてくださいと努力をしたんですが、公安委員会の方は 40 キロで行くんだという見解があったということで、私驚いております。次に担当課長にお聞きしたいんですが、生活道路に該当する町道で、現在時速 40 キロ制限となっている町道の数は何本ありますか。伺います。

●議長（酒井 聡） 柄澤総務課長。

■総務課長（柄澤 豊） はい。結論から申し上げますと、40 キロ制限となっている町道の数については、規制は警察署が行っているため、町では数は把握しておりません。今回、令和 8 年 9 月から適用になる 30 キロ制限は、今まで中央線が設置されていない生活道路で、いわゆる速度制限のない生活道路、ないと言いますか、表示されていない生活道路が、今までであれば狭くても 60 キロまで出せたところが、この法律の改正で 30 キロになるという、安全対策を強化した改正であります。すでに 40 キロに標識があるものは、40 キロで変更がないということでもあります。それについては、40 キロを 30 キロに落とす必要性や、地域等からここは 30 キロに落とした方がいいんじゃないのという要望があれば、その都度現場調査いたします。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私もこの間、町内でいろんな用事があるときに、そういう制限標識あるかなということで注意をしてみました。私が他に一件体験してるのは、地元の富士里です。農協のところから古間駅へ抜ける間、あそこが 40 キロの制限です。それがさっきの小中学校の前と同じ理屈になってきて、それは 30 キロに制限をするということがないということになるということは、非常に今後、大きな事故等がなければいいかなということのを心配もしますし、町では引き続き、特に学校の前は 30 キロ制限にしてもらうように、強く働きかけてほしいものだと思います。

次にこの時速 30 キロの注意喚起の看板。私は注意喚起の看板。これ必要だと思うんですよ。12 月の時にこれ検討しますってことでしたが、町が作って各組に設置管理



## 令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

をしていただくと、そういうようなことはどうなったでしょうか。伺います。

●議長（酒井 聡） 柄澤総務課長。

■総務課長（柄澤 豊） 時速 30 キロの注意喚起の看板を町が作成し、いわゆる、失礼しました、速度規制の標識については、道路交通法に基づきまして、公安委員会のみが設置する権限を持っていますので、自治体や個人や企業が公道に、時速の看板を設置することはできません。ただ、速度制限を要望していただいた落合の集落内のところにつきましては、総代さんと相談をする中で、町でスピードを落とせの看板を 5 枚ほど作成し、設置については、総代さんに対応をしていただいたところでございます。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 落合のところにある看板、よく目立ちますよ。私、そういうところからスタートすることが大事だと思うんですね。検討してほしいと思います。合わせてですね。道路の路面に 30 キロにしてちょうだいという、30 キロのマークをペイントする。それも町としてはできないことなんではないでしょうか。伺います。

●議長（酒井 聡） 柄澤総務課長。

■総務課長（柄澤 豊） 道路の路面であっても、30 と表示するのは、公安委員会の権限でございますので、道路管理者が表示することはできません。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 面倒なもんですね。道路管理者、つまり町道は町長が道路管理者でありますから、そこで生活する皆さんの交通上の安全を守るための措置を講じようと思っても、公安委員会の許可が下りなければだめだということが判明をいたしました。いろいろ面倒なことはあるでしょうが、私は特に教育長の答弁は求めませんが、学校の前のあそこ、私も以前、子どもさんがあそこで跳ねられるのを目撃したんですよ。本当にもうヒヤッとして手も足も震えて、ハンドルがガタガタとして持っていました。その時はすぐ教育委員会に来て、あそこ危ないと、今ランドセルを背負っていた小学校 2 年生くらいの子が交通事故に遭おうとしたというようなことも、お知らせをしたことがあるんですね。ゆるいカーブになっているんですよ。あそこは鬼門ですので、また町と一緒に真剣に考えていただきたいと思います。

残り時間が少なくなってきましたから、今度は信濃町の稲作農業について質問をしてまいりたいと思います。政府は、今開かれている国会で、主要食料法の改定を進めようとしています。政府の狙いは、水田活用直接支払い交付金の廃止、政府備蓄米制度の解体などです。もう、政府備蓄米制度をやめちゃいたいということですね。この

ことは、私は水田と稲作つぶしの改定だというふうに思っています。そこで、具体的に町の稲作農業について、質問してまいりたいというふうに思います。この点につきましては、昨日の一般質問でも同僚議員が取り上げております。私はこの稲作農業に限って質問をしていきたいというふうに思います。町長は、町の稲作農業の現状をどのように認識をされておりますか。伺います。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） はい。信濃町におけます稲作農業の現状について、どのような認識かというお尋ねでございます。現在の信濃町におけます稲作農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、後継者担い手の不足に加えまして、肥料や燃料をはじめとする生産資材価格の高騰などにより、大変厳しい局面にあるものと認識しております。また、近年は主食用米の需要減少に加え、気候変動による高温障害や有害鳥獣被害の増加など、次々と新たな課題も生じております。議員ご指摘の主要食料法の改正動向など、国の政策変更が及ぼす影響についても、今後の動きを確実に注視してまいりたい、そのように考えているところでございます。そんな中ではありますけれども、本町の水田・稲作につきましては、単に良質な食料を供給するだけでなく、洪水防止機能や美しい景観の形成、さらには農村環境の保全など、水田・稲作農業に関しましては、多面的な機能を持つ信濃町の基盤となる極めて重要な産業農業であるというふうに認識しております。町といたしましては、この大切な水田と稲作農業を将来にわたって維持し、次の世代へ確実につなげていくために、担い手の確保育成や、農地の収積、集約化、収益性の向上に、全力をもって取り組んでまいりたいと考えております。また、引き続き中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などを、最大限活用し、地域の多様な主体としっかりと連携を図りながら、地域全体で農業を支え、経営の安定化と持続的な体制づくりに向けた支援に、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 令和 7 年産米は、60 キロあたり 3 万円を超える高値でありました。これ確定申告の結果ですね。町の農業所得は、所得として全体の農業所得は増えましたでしょうか。担当課長に伺います。

●議長（酒井 聡） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤宏幸） 農業所得につきましては、事前に所管の方から情報として入手していますので、私の方からお答えをさせていただければと思います。令和 6 年産及び令和 7 年産の米価が例年に比べて高値で推移したことから、稲作農家の販売収入は増加しております。令和 7 年分確定申告における農業所得総計につきましては、

前年と比較して約 7.6 倍、金額にして約 2 億 1,600 万円増加し、農業所得の総額は約 2 億 4,900 万円となっており、町全体としては農業所得が増加しております。この結果につきましては、全ての農業収入に対して申告された農業者の総計であり、農業者ごとの作付け作物別の所得を集計することは困難であるため、米の販売収入に係る所得のみを集計したものではございません。その旨で、この数値の方を捉えてもらえればというふうに思います。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 私、この質問を組み立てるにあたってですね。農家とりわけお米を作るのを中心にして農家の皆さんからも、令和 7 年産米を売って、所得の状況どうでしたかということをお伺いをしてまいりました。そのうちの一人の方からですね。収支内訳表なるものもコピーをいただいてきました。この方の経営面積は 1.5 ヘクタールです 1 町 5 反ですね。それで、お米の収入金額は約 300 万円です。この方も、こんなにお米を売ってお金が入ってきたことは、経験がないというふうにおっしゃっていました。ところが、諸経費がうんと伸びているんですね。肥料代はこの 300 万円に占める総収入に占める割合は 16 パーセントです。それから農薬代が約 10 パーセント、修繕費に至っては 36 パーセント、それから動力光熱費、この方はやっぱりガソリン軽油が高かったですから、22 パーセントも増えたと言っています。結果的に原価償却費等を含めて 150 万円余の赤字になっておるんですね。収入は本当に経験したことのないくらいに増えたんですが、経費の部分で増えていったと。とりわけこの方が強調しておるのは、私もあと 4、5 年だなど、そういうふうに自分でも思っている。したがって、農業機械コンバインや乗用トラクター、乗用の田植機を買い替えたいが、あと 4、5 年だなどと思うと手が出ないと。それで修繕をしながら使っていこうと思っていて、昨年なんと乗用トラクターの修理をお願いしたら 3、40 万円かかるかなと言われて修理をお願いしたと。そしたら部品がないから等々の理由をつけられて上がりは、税込みで 80 万円を超えたと、この方の修繕費が、ですから約 36 パーセントも売上の 36 パーセントも修繕費が占めている状況になります。本当に農家の中では、稲作を中心にしていて、よく米を作って飯食えねえという話がありますが、そういう状況があるんですね。肥料もこの中東の戦争が始まって、さらに上がるだろうと、新聞史上で見ますと、秋に使う肥料は 17 パーセントアップするだろうというふうに言われているんですね。ですから、この農業者の経営状況というのは大変厳しくなっているというふうに思います。

荒廃農地について伺ってまいりたいと思うんですが、農業委員長さんにお伺いをいたします。私もこの町内をいろんな用事で見ると、荒廃農地が増えているなという実感は持っています。それで荒廃化している農地の総面積はどのくらいでしょうか。そしてその総面積は町の農地の何パーセントを占めるものになるのでしょうか。2 点ご答弁をお願いをいたします。

## 令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

---

●議長（酒井 聡） 静谷農業委員会長。

■農業委員会長（静谷八重子） 永原議員さんからの荒廃農地についてご質問がありました。荒廃農地の面積については、数値的なものでございますので、事務局の方から答えさせていただきます。お願いします。

●議長（酒井 聡） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤宏幸） 荒廃農地の把握につきましては農業委員会の方で把握してまして、事務局の方も産業観光課の方で所管しておりますので、数値的な面でお答えさせてもらえればというふうに思います。直近の農林業センサスの結果を基にお答えのさせていただければと思います。信濃町の使われていない荒廃農地の面積は 189 ヘクタールで、その割合は 17.8 パーセントとなっております。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 189 ヘクタール、やはり大きな面積が荒廃化しているなというふう  
に改めて思います。その次に、農家数の減少について、これについても昨日の一般質  
問の中で出ましたが、再度伺いたいと思うんですが、農業センサスでこの 5 年間  
の減少率どのくらい、私は減っていると思うんですが、減っていますでしょうか。お  
答えください。

●議長（酒井 聡） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤宏幸） 農家数の減少状況についてお答えをさせていただきます。  
2020 年農林業センサスと 2025 年農林業センサスを比較しますと、全国的に農業経営  
体数の減少が続いております。長野県におきましては、農業経営体数が 2020 年の約  
4 万 2,000 経営体から 2025 年には約 3 万 4,000 経営体となり、この 5 年間で約 19 パ  
ーセント減少しております。信濃町におきましては、2020 年の 362 経営体から、2025  
年には 285 経営体となり、77 経営体が減少し、減少率は約 21 パーセントとなってお  
ります。過去の推移を見ますと 2015 年が 448 経営体、2020 年が 362 経営体、2025 年  
が 285 経営体となっており、農業経営体数は継続的な減少傾向にあるといった状況で  
ございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） この農業センサス 5 年に一度行われる統計ですが、減少している  
んだという数字でありました。さて昨年度ですね、農業機械整備事業を町で行って  
おります。この整備事業の利用状況について伺っていきいたいと思うんですが、現在のと



## 令和 8 年第 425 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録（3 日目）

ころの利用状況をお示してください。

●議長（酒井 聡） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤宏幸） 国の重点支援交付金を活用いたしまして、この 4 月からですね、農業機械整備事業補助金についての方を募集の発表させていただきました。資材費等の高騰が続く状況の中で、地域農業を支える一定規模以上の経営体が将来にわたり安定的かつ持続的に営農を継続していくためには、機械の更新にかかる負担軽減をはかることが重要だろうとの考えから、導入されたものでございます。今現在の実績状況でございますけれども、本事業につきましては、要件といたしまして、耕作面積が 200 ヘクタール以上、かつ農作物販売収入が 200 万円以上の経営体を対象といたしまして、300 万円以上の農業機械を整備する場合に、その経費の一部を補助するものとして、募集の方を始めまして、今現在、9 経営体から申請があり、申請内容を精査した上で、補助金の交付決定の方を順次行っているといった段階でございます。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） この制度は本当に農家の皆さんから喜ばれたですね。100 万円が限度ですから、あと 100 万円残っているわけですから、この 100 万円を精算して国に返すことなくね、きっちり使っていただくように努力をお願いをしたいと思います。

次にこの若い農業者をどう増やしていくかっていうのは、これ大きな課題だと思うんですね。それで時間の関係もあるもんですから、昨日のこの一般質問の答弁で、お一人の方が今研修中だという話を聞きました。これあれでしょうかね。農家の子どもさんなんですが、親の農業を継承したいと、親の農業を後を継いで農業をやりたいと、こういう方はこういう制度を利用する道はありますでしょうか。伺います。

●議長（酒井 聡） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤宏幸） 新規就農に関わるものにつきましては、国県事業の補助事業も絡んでございます。細かな要件等につきまして、ちょっと今、私の方でそこまで承知してございません。ただ同じ経営体の中での事業承継といった部分の細部にわたってまでの支援策があるかどうかまでについては、確認の方をしたいというふうに思っております。以上です。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） この事業継承についてはですね、私農業だけじゃないと思うんですよ。町内でご商売をやっている皆さんの中でも、これ今、大きな課題になってます



よね。商工会等でお話を聞いても、大きな課題だということをお聞きします。これはぜひともですね、この農業機械整備事業を 7 年度ぽっきり、1 年限りにするんじゃないくて、8 年度 9 年度と継続していただくことと合わせて、若い農業者を増やしていく方策、これも国県の制度に合わせてやっていくのも大事なことです。大事なことです。やっていただきたいと。

もう一つは現在農家でいるそのうちの子どもさんが、親の農業を継承していきたい。そういうところへも行政が手を差し伸べる、これぜひ国県の制度うまいのあるかなというのを検討してもらうことも大事ですが、なかったら、町で知恵を出して、事業継承という点で、ぜひ検討していただきたいと思います。最後になりますから、町長に伺います。このことについて、事業継承という立場で検討するということは、町長お約束いただけますか。

●議長（酒井 聡） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） はい。永原議員からのお話のとおり、町の農業だけでなく他の産業についても、総じて言えることかと思いますが、事業を継承していただくことによって、若い世代の方々が町に定着する。そして若い世代と年配の方々、全体がネットワークでつながるような、そんな社会をつくっていければと思っておりますので、もちろん農業だけに限ったことではありませんが、事業継承に係るいろんな課題の解決に向けて、町としてできることは取り組んでいきたいというふうに考えているところがあります。

●議長（酒井 聡） 永原議員。

◆8 番（永原和男） 今町長から、事業継承も含めてですね、検討をするという答弁をいただきました。これまたいつかの時点で、どうなりましたかという質問をしますので、ぜひ真剣に検討していただきたいことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

●議長（酒井 聡） 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。この際 2 時 10 分まで休憩といたします。

（午後 1 時 58 分）